

VI-391

6-2
411

昭和27年度新制大学短期大学及び旧制専門学校等の進学適性検査実施要項案

1. 昭和27年度新制大学短期大学及び旧制専門学校等の入学者選抜実施要項中のこの学校の全部、公私の希望校の進学適性検査は本要項によつて実施する（昭和27年度新制大学短期大学及び旧制専門学校等の入学者選抜実施要項4の(ハ)参照）
2. 進学適性検査は各校における学力検査、身体検査及び調査書の審査等と一応切離しこれに先立って昭和26年12月16日（日曜日）全国一斉に同一検査問題によつて実施する。
3. 全国一斉に実施するため各都道府県単位に概ね下記要領によつて審査会を組織しその都道府県内の志願者に対する進学適性検査の実施機関とする。
  - (1) この審査会は進学適性検査〇〇県（都道府）監理審査会と称する。
  - (2) 審査委員長は各都道府県内国立大学長間において互選する。
  - (3) 委員の選任は都道府県内国立大学長及び地方行政吏員代表の合議によつて決定する。委員の選任の範囲は国立大学長、地方行政吏員、文部教官、文部事務官及び都道府県内新制高等学校長とする。場合によつては公私の参加学校中公私の新制大学長、短期大学長及び旧制専門学校長より各1名を選任することができる。
  - (4) 監理審査会は進学適性検査実施方法の公示願書の受付、名簿の整理、検査場の選定、検査場責任者の決定、検査問題の移送及び採点成績の記入報告等を処理し異例に属するものの取扱いを処理する。

- (5) 監理審査会は委員の他に、相当数の検査係員（採点係、検査場監督係を含む）を依頼する。この場合監理審査会の委員は採点係監督係を兼ねることが出来る。監理審査会は遅くとも昭和26年7月末日までに結成し検査実施以前に検査係員（採点係、監督係）及び関係者と協議して運営上遺漏のないよう十分打合せを行うこと。
4. 検査場はなるべく当該都道府県内の国立の大学等をおて不足の場合は監理審査会において適当な学校を選定してこれを当ててもよい。検査場は志願者数凡1,000人乃至1,500人毎に一箇所を選定し且志願者の利便を考慮して都道府県内の適当な場所に分散するを可とする。各監理審査会委員長は当該検査場の責任者となり進学適性検査の実施採点及び成績の整理を行うものとする。
5. 検査問題は文部省において作成し昭和26年12月初旬頃各監理審査会に配布する予定である検査実施の方法及び採点要領については配布の際に詳細に説明する。
6. 進学適性検査の後検願書受付及び締切は次の通りである。
 

後検願書受付開始	昭和26年9月10日（月）
願書締切	同 10月10日（水）

本年文部省において行う検定試験合格者の後付期日については進つて通知する。
7. 進学適性検査出願手続は次の通りとする。
  - (1) 受験者は別表（A）様式の受験票に、出願前1年以内撮影の写真1葉を貼付し所要事項を記載して手数料100円を添え出身学校長に提出する。受験票は出身学校又は各

天野 4/9

受験者にて作成するものとする。

- (2) 出身学校長は受験票記載事項に誤りのないことを確かめ、出身学校毎に取まとめ受付名簿(B)様式を三通作成して手数料送送料金を添えて監理審査会に提出する。
  - (3) 監理審査会は受験票に受付番号及び検査場を記入し貼付写真にプレス式契印を施した上一括して出身学校に返戻し検査当日受験者に携帯させるようにする。
  - (4) 監理審査会は出身学校より提出された三通の受付名簿の受験番号欄に受験番号及び検査場名を記入して一通は検査場に送付して検査成績の記入を求め他の二通は保管し検査成績を記入してその中の一通は出身学校に送付し残りの一通は文部省大学学術司大学課長あて送付する。
  - (5) 検査規程等による試験合格者引揚者及び廃校等の理由により出身学校から書類を提出することのできない者については監理審査会が出身学校の事務を代行することとし直接受験願及び手数料等を受理すること。
  - (6) 昭和27年度国立の新制大学短期大学並びに国で行う進学適性検査に合流する公私立の学校の入学志願者はその志願校所在の如何に拘らず進学適性検査は現住地の都道府県監理審査会に受験願を提出して検査を受けることとする。監理審査会において受付の際同一学校出身者の受付番号が一連続しないよう留意すること。
8. 進学適性検査の成績は次の通り処理することとする
- (1) 監理審査会は出身学校から提出された三通の志願者受付名簿(B)様式に受験番号及び検査場名を記入して

その中の一通を検査場に移送する。

- (2) 各検査場では受験者全部につき答案用紙に採集された成績をそのまま監理審査会から移送された志願者受付名簿(B)様式に記入して所属監理審査会に返戻し監理審査会はこのを原本とする。
  - (3) 監理審査会は別に保管してある二通の志願者受付名簿(B)様式の各々に検査成績を記入し一通は調査書記入用として出身学校に返送し他の一通は文部省に送付する。
  - (4) 出身学校は監理審査会から送付された成績を記入し所要書類と共に志願学校に提出する。
  - (5) 監理審査会は学校又は受験生からの問合せや関係書類の郵送を求められた場合には所要の切手を求めることは差支えない。
  - (6) 万一監理審査会において不慮の事故のために検査成績の原本を失った場合は文部省に送付してある検査成績一覧表を原本とする。
9. 出身学校長はそれぞれ志願者について調査書所定欄に受験者受付名簿(B)様式に記載された適性検査の成績を特に誤りのないよう注意して記入し志願校に提出する。
10. 調査書に記入された進学適性検査の成績はその学校において実施した学力検査の成績と調査書の教科成績と総合して入学者決定の積極的判定資料とする。この総合の方法に関しては「昭和27年度新制大学短期大学及び旧制専門学校等の入学者選抜方法の解説」中に詳述する。
11. 監理審査会の経理については別途通知する。
  12. 止むを得ない事情により欠席したもののための追検査に関

しては別途通知する

### 13. 注意事項

- (1) 監理審査会は遅くとも昭和26年7月末までに結成し直ちに委員名録、委員長及び事務所（所在地を明記すること）を本府に報告すること
- (2) 検査係員は文部教官中から選任すること、但し監督者については委員会において適当と認める者を依属してよい
- (3) 検査場の設定にあたっては事前に管内の有資格者及び受験者数を調査し検査場数及びその位置をこれに添わせる様にする。但し監督者を補う検査場は必ずしも同一の学校であることを要しない。
- (4) 受験者見込数調査、受験場の選定は遅くとも10月上旬頃までに行い、その結果を本府大学課まで報告すること。その場合検査場数、検査場名及び所在地を明記すること。
- (5) 検査問題印刷及び配布に先立って受験者数を確認する必要がある。昭和26年10月13日以前に必着するよう電信を以て報告すると共に、結果を記するため同時に速達書状で報告すること。
- (6) 問題引渡しに關しては別途通知する。
- (7) 進学適性検査の受験願は各学校の入学願とは別個のものであるから各志願者への別途所定手続を怠れないよう注意すること。
- (8) 各志願校においては後検用写真を特に提出させることなく、志願者が進学適性検査の際後検票に貼付した写真により本人であることを確かめる方法をとること。従って後検者は如何なる場合といえども必ず後検票を携帯し後検中

はこれを机におくものとする。

- (9) 入学試験に合格した時は入学手続の際に此の後検票をも提出すること
- (10) 志願校においては出身学校から提出された調査書に記載の進学適性検査の成績と別に監理審査会から送付された成績一覧表とを照合してその誤りのないことを確かめること。若し誤りがあった場合には、その調査書を出身学校長に返送して訂正を求めると、訂正のため調査書の返送を受けた学校においては受験者名録に照合し誤りがなかつた場合は監理審査会に訂正を求め、監理審査会から直接志願校に送給するよう依頼すること。
  - (11) 後検票の受験番号は各都道府県監理審査会の「匯し番号」とし、監理審査会を及び検査場を明らかにするため漢字にて頭文字を附すること。例、千葉県1検査場3/5番は千葉(1)~3/5番と記入すること。
  - (12) 監理審査会から志願校に送付する成績一覧表はその学校に志願する者の員数に關係なく一部ずつとする。
  - (13) 7/10日適性検査実施後直ちに志願者数、欠席者数を昭和27年1月10日までに本府に必着するよう報告せよ。
  - (14) 後検票を後綴する時には受験資格の有無を調査すること。
  - (15) 後検生願者で後検資格に疑義のあるものについては假受付をし直ちに本府大学課まで照会すること。
  - (16) 検査終了後検査問題は必ずしも印刷庁に返送する必要はなく、焼却する等適宜の措置をとらねたい、但しその場合昭和25年10月17日付文大大第896号を参照されその取扱いに留意すること。



様式(A)

昭和 年度進学適性検査受検票			
◎ 進学適性検査 受検番号	◎ 府県及検査場名		
	志願学校名 学部学科名	受験番号	出身学校名 年月 卒業見込 合格
	1		
	2		
3			
住所名			

字 真 貼 布

5cm 5cm 3cm 2cm  
15cm 10cm

1. 用紙は携帯に便な適当な厚紙を用いること
2. ◎印以外は受検者により記入すること
3. 認定試験その他による有資格者は出身学校欄にその種別と合格年月日を記入すること
4. 裏面は証明欄とし証明欄は追検査受検者のためのものとする。

様式(B) 進学適性検査受検者受付名簿

受検者受付名簿(適性検査成績一覽表)		所在地	昭和二十六年 月 日 提出
進学適性検査成績	受検者名	進学適性検査成績	受検者名
A		A	
B		B	
C		C	
D		D	
受検者名		受検者名	
進学適性検査成績		進学適性検査成績	
A		A	
B		B	
C		C	
D		D	

予科長 印

検査場 印

- 成績は算用数字の縦書とする
- 様式は半紙半載の用紙を使用すること